

高岡市おくやみハンドブック発行事業 仕様書

1 事業概要

死亡届提出後に遺族が行う手続きは多岐にわたるが、現在の手続き案内は、葬儀社経由でお渡しすることがほとんどであり、ご遺族の目に留まらないことも多い。また、案内の内容は、市役所内の手続きに限られている。

本事業においては、専門のノウハウを持つ民間事業者（以下「事業者という。」）と、市役所以外の手続きを含むおくやみ時の一般的な手続きについて、幅広くかつ分かりやすく「高岡市おくやみハンドブック」（以下ハンドブックという。）にまとめて発行することにより、手続きされる方の利便性向上を図ることを目的とする。

なお、発行にあたっては、事業者が募集する広告収入等をもとに編集・印刷を行い、市が経費を負担することなく作成するものである。

2 事業内容及び仕様書

(1) 事業内容

- ア ハンドブックのデザイン、レイアウト等の作成及び編集
- イ ハンドブックの印刷及び製本
- ウ 広告の募集・掲載
- エ 電子データの提供

完成したハンドブックから広告部分を除いたもの。形式はPDF とする。

(2) 仕様

名称	高岡市おくやみハンドブック
発行部数	4,000 部/年
発行頻度	年 1 回（合計 3 回）※毎年更新
規格	A4 版（中綴じ、横書き、左開き）
刷色	フルカラー
総ページ数	40 ページ程度
掲載内容	・死亡に関連した市役所内での手続き ・その他、死亡に関連した手続き等の案内
広告ページ	・広告ページは全体の 3 割以下とする。 ・内容はおくやみに関するものとし、市内の事業者を優先することとする。
納品時期	市と協議のうえで定める。
納品場所	高岡市役所市民課
配布方法	本市の窓口で死亡届出時及び希望者へ配布

3 事業実施期間

協定締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとし、掲載内容、掲載する広告は 1 回ごとに更新し、納品時期等は市と協議して定める。

4 作成経費

本事業における企画、編集、印刷、製本及び納品にかかるすべての費用は事業者が負担し、市は一切の費用を負担しない。また、事業者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において本事業を履行すること。

5 広告掲載基準及び事業者の責務

- (1) 掲載する広告は、「高岡市広告事業実施要綱」第3条及び4条の規定に準じるものとする。
- (2) 広告主の募集・広告の製作等は事業者が行うこと。
- (3) 広告の掲載に当たっては、広告である旨を明記するほか、掲載される広告の商品・広告主等を当市が推奨しているものでない旨を記載すること。
- (4) 行政情報以外の問合せ先が事業者となる旨を明記すること。

6 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 市が提供する手続きに関する情報の責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2) 上記以外の情報、広告に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。

7 著作権等

- (1) 本事業の実施により発生したすべての著作権（広告の部分に係る著作権を除く。）は、市に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、事業者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、事業者はその責任の一切を負うこと。

8 その他

この事業仕様書に定めのない事項及びその他必要事項について疑義が生じたときは、市と速やかに協議のうえ対応を決定する。